

虐待防止のための指針及びマニュアル



株式会社 Seeds Care
介護事業所 つぐみ

当社の介護事業所つぐみ（以下「事業所」という）は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者及び障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、虐待の防止と早期発見・早期対応に努め、適切な介護・障がい福祉サービスを提供することを目的に本指針を定める。

1. 虐待防止検討委員会に関する事項

- (1) 事業所内に、虐待防止検討委員会（以下「委員会」）を設置する。
- (2) 委員会は、年1回の定期的開催（以下「定期委員会」）と、虐待が疑われる事例が発生した場合の適宜開催（以下「適宜委員会」）の2つとする。
なお、委員会は定期・適宜ともに同一の構成メンバーが行う。

(3) 構成メンバー

- ・代表取締役（委員長）
- ・事業所管理者
- ・サービス提供責任者
- ・介護福祉士
- ・その他、代表取締役が必要と認める者

委員長は虐待防止の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。委員会の議事録を作成する書記を1名、委員会ごとに出す。

- (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は1名を委員会において互選で定め、持ち回りとし、委員以外の者とするこもできる。
- (5) 定期委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱い、適宜委員会は通常業務において発生する虐待事例に随時対応するものとする。
- (6) 定期委員会は、毎年9月に開催し、主に次の事項について検討する。ただし、エ、オ、カについては、一定期間内に発生した各事例につき、適宜委員会において検討した事項を総括的に評価・検討するものとする。

- ア 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - イ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
(虐待防止のための職員研修会は、
毎年9月の定期委員会開催時に合わせて実施する)
 - ウ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - エ 職員が高齢者及び障がい者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - オ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発防止策に関すること
 - カ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 適宜委員会は、利用者の家族等や職員による虐待が疑われる場合、もしくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。
- ア 問題とされる事実の確認と評価
 - イ 虐待の事実確認がなされた場合の市町村への通報
 - ウ 虐待が疑われた場合の組織的対応の検討
 - エ 職員による虐待を確認した場合の処遇（懲戒処分等）
 - オ 職員による虐待を確認した場合の被虐待者及び家族への謝罪
 - カ 虐待等が発生した場合、その原因等の分析と再発防止策に関すること
 - キ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、事業所職員全員に周知徹底する。
- (9) 委員会の議事録のうち個別事例に関する部分については、利用者のプライバシーに関する情報を扱うため、原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

2. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実効化するため、定期的な研修（年1回）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修の実施内容は、その都度、委員会において記録し保管する。

3. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者及び障がい者を発見した時は、速やかに関係機関と連携し高齢者及び障がい者の生命・身体・財産の保護に努める。

- (2) 虐待の発生が明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急度が高い場合は適宜委員会を通すことなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報する。その際、委員会にも相談・連絡・報告する。
- (3) 虐待の有無が不明確である場合は、適宜委員会に報告・相談する。
- (4) 虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。また通報者の個人情報を出し回してはならない。
- (5) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 相談窓口は原則として業務時間内に対応するが、緊急度の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し柔軟に対応する。
- (2) 口頭での報告や相談受付窓口とは別に、24時間受信可能なメール等の体制も整備する。
- (3) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適宜委員会を開催する。
- (4) 相談者や通報者の個人情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (5) 相談・報告記録は、その都度、窓口担当者が作成し、万全なセキュリティを講じた上で保管する。

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止の観点から、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも検討する。

- (1) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合
- (2) 単居等、身近に保護者となる者がいない認知症者及び障がい者が詐欺や押し売り等の被害に遭うことが予想される場合
- (3) 単居等、身近に保護者となる者がいない認知症者及び障がい者が、劣悪な生活環境により生命の維持が危ぶまれる状態となることが予想される場合（セルフネグレクト）

6. 虐待等に係る苦情処理方法に関する事項

- (1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。この時、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。
- (3) 家族が虐待者である場合は、介護の負担軽減のため、家族に対する相談、指導及び助言を行うものとする。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示する。

8. その他、虐待防止のために必要な事項

本指針に記載のない具体的な事項については、厚生労働省の「高齢者虐待防止の基本」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf>

「養介護施設従事者等による虐待への対応」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/3_1.pdf

に基づいて対応する。

9. 指針等の見直し

本指針は虐待防止検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2022年 3月31日 作成

2022年 月 日 改正